

広島市立学校条例の一部改正に係る議案に対する意見の申出について

下記の広島市立学校条例の一部改正に係る議案について、令和7年1月30日、教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

記

1 件名

広島市立学校条例の一部を改正する条例

2 改正の理由

園児数の減少により入園者の募集を停止していた落合東幼稚園において、在園する全ての園児が卒園する見込みとなったことに伴い、同園を廃止しようとするものである。

3 改正の内容

次の幼稚園を廃止する。

名 称	位 置
広島市立落合東幼稚園	広島市安佐北区落合四丁目

4 施行期日

令和7年4月1日

第 号議案

令和 7 年 2 月 日提出

広島市立学校条例の一部改正について

広島市立学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

広島市長 松 井 一 實

広島市立学校条例の一部を改正する条例

広島市立学校条例（昭和 3 9 年広島市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の(1)の表広島市立落合東幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

園児数の減少により入園者の募集を停止していた落合東幼稚園において、在園する全ての園児が卒園する見込みとなったことに伴い、同園を廃止する必要がある。

新旧対照表（広島市立学校条例）

現 行	改 正																
第 1 条 （略） （名称、課程、部、位置等） 第 2 条 幼稚園、小学校及び中学校の名称及び位置、高等学校及び中等教育学校の名称、課程（中等教育学校にあつては、後期課程におけるものをいう。別表において同じ。）及び位置並びに特別支援学校の名称、部及び位置は、同表のとおりとする。 2 （略） 第 3 条～第 4 条 （略） （入学科） 第 4 条の 2 高等学校又は中等教育学校の後期課程に入学する者（中等教育学校の後期課程に進級する者を含む。）から、入学科を、その入学手続（進級手続を含む。）の際、徴収する。ただし、別表に掲げる高等学校又は中等教育学校の後期課程から転入学し、又は編入学する場合は、この限りでない。 2 （略） 第 4 条の 3～第 8 条 （略） 別表（第 2 条、第 4 条の 2 関係） (1) 幼稚園 <table border="1"> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>広島市立落合東幼稚園</td><td>広島市安佐北区落合四丁目</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table> (2)～(6) (略)	名 称	位 置	(略)		広島市立落合東幼稚園	広島市安佐北区落合四丁目	(略)		第 1 条 （現行に同じ。） （名称、課程、部、位置等） 第 2 条 （現行に同じ。） 2 （現行に同じ。） 第 3 条～第 4 条 （現行に同じ。） （入学科） 第 4 条の 2 （現行に同じ。） 2 （現行に同じ。） 第 4 条の 3～第 8 条 （現行に同じ。） 別表（第 2 条、第 4 条の 2 関係） (1) 幼稚園 <table border="1"> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> <tr> <td colspan="2">(現行に同じ。)</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr> <td colspan="2">(現行に同じ。)</td></tr> </table> (2)～(6) (現行に同じ。)	名 称	位 置	(現行に同じ。)		_____	_____	(現行に同じ。)	
名 称	位 置																
(略)																	
広島市立落合東幼稚園	広島市安佐北区落合四丁目																
(略)																	
名 称	位 置																
(現行に同じ。)																	
_____	_____																
(現行に同じ。)																	